

伊方町立小・中学校 通学区域外（校区外）通学許可基準

伊方町教育委員会
平成20年1月29日施行

伊方町立小・中学校の通学区域は、伊方町立学校の通学区域に関する規則（平成17年4月1日教育委員会規則第12号）により指定しており、以下の理由に該当する場合は、教育委員会の許可を得て、指定校の変更を行うことができる。

1. 通学区域外（校区外）通学できる場合

理 由	許 可 条 件	許 可 期 間	添 付 書 類 等
身体的理由	心臓疾患、肢体不自由、発達不全等で通学距離との関係上、指定校への通学が困難と認められる場合	卒業又は治癒の日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長、保育所長に対する聞き取り ・ 医師の診断書
精神的理由	強度の精神不安定者で、転校に伴う環境の変化に耐えられないと思われる場合	卒業又は治癒の日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長、保育所長に対する聞き取り ・ 医師の診断書
特別支援学級入級	特別支援学級に入級させることが妥当と認められる児童・生徒であって指定の学校に特別支援学級がない場合	退級又は卒業の日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学指導委員会との連絡
いじめ・不登校	いじめ・不登校など生徒指導上、特に教育的配慮が必要な場合	事由解消の日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長、保育所長の意見書などによる事実確認
転居	学期途中で転居した場合（最終学年以外）	学期末まで	
	小学校6年生、中学校3年生で学年途中で転居した場合	卒業の日まで	
転居予定	数ヶ月以内に転居することが明らかであり、学期又は学年の初めから転居先の校区の学校へ通学したい場合	転居予定日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転居することが確認できる書類
一時的転居	家屋の新築・改装のため、一時的に転居する場合	家屋完成予定日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地、完成時期等が確認できる書類
その他	上記の他、教育的配慮が必要と認められる場合	事由解消の日まで	

2. 登下校時の事故については、すべて保護者が責任をもつこと。
3. 校区外通学をすることによって、新たに生ずる補助金等については、これを認めない。
4. 許可期間が終了したら、正規の学校（居住地の校区の学校）へ就学すること。
5. 校区外通学の申請理由に変更があった場合は、許可期間の途中であっても許可を取り消すことがある。
6. 通学区域外（校区外）通学が許可された後、虚偽の申請が判明した場合は、許可を取り消すものとする。
7. すべての条件を満たしても教育上の配慮等の理由により、教育委員会で協議の上、申請を却下する場合がある。